

教職員各位

危機対策本部（新型コロナウイルス感染症対応）本部長
学長 田野 俊一

<重要>緊急事態宣言が発令された際の対応について（第3報）

新型コロナウイルス感染症対策のため、政府による緊急事態宣言が発令され、東京都知事による要請が準備されているところです。電気通信大学としては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に全面的に協力する観点から、発令期間中の教職員の出勤等について、本日、第3回危機対策本部において、以下のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

○キャンパス内への立ち入りについて

4月8日16時から正門及び西門以外の門は閉鎖します。真にやむを得ない理由（※）により入構する際は、事前に管理者に申告した上で、正門又は西門守衛所において警備員に職員証を提示し、「入構・出向記録簿」への記載が必要となります。学生についても原則として登学禁止としますので、研究室の学生にも周知をお願いします。

なお、車両により入構する際も、正門又は西門守衛所で「入構・出構記録簿」に記帳の上で入構してください。

○教職員の出勤について

在宅勤務を原則とします。

通常の研究や実験等での出勤は原則として認めません。

実験動物の管理、一旦止めると復旧に長期間を要するクリーンルームの保守作業等のためにどうしても出勤が必要な場合は、管理者にメールで申告した上で必要最小限の出勤を認めます。その際は、管理者に、「①出勤する教員氏名、②出勤日時、③真にやむを得ない理由」の3項目を事前に申告してください。

この取り扱いは4月9日から開始します。

<管理者について>

【教育研究職員及び教育研究技師】

所属長（各専攻長、各センター長、各室長、共通教育部長、先端工学基礎課程長、教育研究技師部長、または統括URA）

【事務職員及び上記以外の職員】

事務局職員：担当課長

事務局職員以外の職員：所属長

○学生の登学について

原則として登学禁止とします。

研究室に所属する4年生、大学院生において真にやむを得ない理由（※）により、登学する必要がある場合には、メールによる指導教員の事前の許可が必要となります。その際は、研究室等の指導教員が必ず在室するようにしてください。

○その他

4月8日から図書館や生協等は閉館します。

※「真にやむを得ない理由」とは、実験動物の管理、一旦止めると復旧に長期間を要するクリーンルームの保守作業など重大な問題を防止するための出勤を指し、通常の研究や実験等での出勤は原則として含みません。